

児童手当の手続きをお忘れなく！



児童手当・特別給付を受給している方は、6月1日現在の状況をお知らせください。

受給対象となる方に、6月上旬現況届の用紙を郵送します。窓口へ直接お持ちいただくか、同封の返信用封筒に切手を貼付し投函してください。

引き続き、6月以降の手当を受給するために必要な届け出になります。忘れずに提出してください。

受付窓口 保険年金課医療係（本庁舎1階）

提出期限 6月30日(金)

住民税が他市町村で課税されている方

平成29年1月1日現在、本市に住所を有していなかった受給者および配偶者の方は、平成29年度児童手当用所得証明書または(非)課税証明書(扶養人数がわかるもの)が必要です。
※配偶者の方が税法上の扶養に入っている場合は不要

2～5月分の児童手当は、6月5日(月)に振り込みます。確認は翌日以降にお願いします。

問 保険年金課医療係
☎355-6519



支給額(月額)

対象となる児童		児童手当
3歳未満		15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※所得制限を超えた場合、特例給付5,000円を支給

所得制限限度額

扶養親族の数	限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

持っている便利な



『マイナンバーカード』

マイナンバーカードがあれば、こんなことができるよ!



① コンビニで住民票の写しなど各種証明書が取得できる

全国のコンビニ(一部除く)で、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書の取得が可能です。受付時間は午前6時30分から午後11時なので、仕事などで平日の日中に取得が困難な方にも便利です。

② マイナンバーの確認と本人確認が1回でできる

申請書などにマイナンバーを記載する際、本人確認(番号確認と本人確認)が必要ですが、マイナンバーカードがあれば、1枚で可能です。



マイナンバーカードの申込方法

通知カードに同封されている交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ郵送してください。また、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請も利用できます。

マイナンバーカードは、申請により取得できるプラスチック製の顔写真付きICカードです。マイナンバーの確認のほか、公的な写真付き本人確認書類としても利用できます。

申請から1カ月程度で取得でき、初回交付手数料は無料です。

③ マイナポータルを使って、自分の特定個人情報の利用状況を確認できる

マイナポータルは、一人ひとりが使えるインターネット上のサイトです。マイナンバーカードを使ってログインすると、自治体などが保有する自分の特定個人情報を閲覧できたり、国や自治体間での自分の特定個人情報のやり取り履歴などを確認したりすることができます。

※マイナポータルは7月中旬以降、試行運用が開始されます
※利用するにはICカードリーダー、パソコンが必要です

[自宅にICカードリーダー、パソコンがない方は]

公共施設にマイナポータル専用の端末を設置します。マイナンバーカードをお持ちの方で、パソコンなどをお持ちでない方は、下記施設のパソコンをご利用ください。

設置場所 本庁舎1階、壱番館庁舎1階、保健センター

※設置時期は確定次第お知らせします

問 マイナンバーカードの交付に関すること
市民安全課窓口係 ☎355-6494
制度に関すること 政策課市政情報係 ☎355-5728